

設で行われる食事観察等に参加し、その結果を踏まえて注1に規定する口腔機能評価に基づく管理を行った場合は、小児栄養サポートチーム等連携加算2として、80点を所定点数に加算する。

C002～C006 (略)

C007 在宅患者連携指導料 (略)

注1～3 (略)

4 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)を算定している患者については算定できない。

C008 (略)

第3部 検査

通則

1～5 (略)

第1節 検査料

区分

(歯科一般検査)

D000～D011-3 (略)

D011-4 小児口唇閉鎖力検査(1回につき) 100点

注 小児口唇閉鎖力測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。

D012 舌圧検査(1回につき) (略)

注1 舌圧測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。

2 (略)

D013 (略)

D014 睡眠時歯科筋電図検査(一連につき) 580点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医

C002～C006 (略)

C007 在宅患者連携指導料 (略)

注1～3 (略)

4 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)

又は区分番号B011に掲げる診療情報連携共有料を算定している患者については算定できない。

C008 (略)

第3部 検査

通則

1～5 (略)

第1節 検査料

区分

(歯科一般検査)

D000～D011-3 (略)

(新設)

D012 舌圧検査(1回につき) (略)

注1 舌圧測定を行った場合は、6月に1回に限り算定する。

2 (略)

D013 (略)

(新設)

療機関において、睡眠時筋電図検査を行った場合に算定する。

第2節 (略)

第4部 (略)

第5部 投薬

通則

1～4 (略)

第1節 調剤料

区分

F000 調剤料

1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合

イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬（1回の処方に係る調剤につき） 11点

ロ 外用薬（1回の処方に係る調剤につき） 8点

2 (略)

注 (略)

第2節～第4節 (略)

第5節 処方箋料

区分

F400 処方箋料

1・2 (略)

注1～5 (略)

6 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 一般名処方加算1 7点

ロ 一般名処方加算2 5点

第6節 調剤技術基本料

第2節 (略)

第4部 (略)

第5部 投薬

通則

1～4 (略)

第1節 調剤料

区分

F000 調剤料

1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合

イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬（1回の処方に係る調剤につき） 9点

ロ 外用薬（1回の処方に係る調剤につき） 6点

2 (略)

注 (略)

第2節～第4節 (略)

第5節 処方箋料

区分

F400 処方箋料

1・2 (略)

注1～5 (略)

6 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 一般名処方加算1 6点

ロ 一般名処方加算2 4点

第6節 調剤技術基本料